

『震災の影響を直接受け資金繰りが厳しいので保証を受けたい』

災害関係保証

震災により直接被害を受けた中小企業の皆さんが、金融機関から事業の再建に必要な資金の借入を行う場合に、信用保証協会が保証することで、より借りやすくする保証制度です。

対象となる方（下記のいずれかに該当する方）

- ・地震・津波等により直接被害を受けた方。
→ 市区町村等の罹災証明が必要。（写しで可）
- ・原発事故に係る警戒区域・計画的避難区域・緊急時避難準備区域の公示の際に、当該区域内に事業所を有していた方
→ 納税証明、商業登記簿等の確認書面が必要。（写しで可）

支援内容

- **保証限度額**：無担保8千万円、最大で2億8千万円。
一般保証とは、別枠。セーフティネット保証と同枠。
- **保証料率**：概ね0.7%～1.0%
※詳しくは、各信用保証協会にお問い合わせください。
- **資金使途**：事業再建に必要な資金
- **保証割合**：借入額の全額（100%）
- **保証人**：代表者保証のみ（第三者保証人については、原則不要。）

お問い合わせ先

・各都道府県等の信用保証協会 URL：<http://www.zensinhoren.or.jp/others/nearest.html>